



函館市監査公表第23号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年6月29日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 吉 田 崇 仁

函館市監査委員 阿 部 善 一

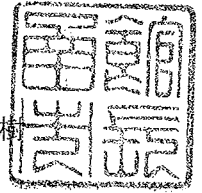


函 恵 地  
平成28年5月30日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	恵山支所		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（ ）		
監査等実施期間	平成27年10月5日～平成27年12月25日	講評日	平成28年1月6日
調査対象事項名	現金取扱事務について		
指摘事項、意見・要望事項			
(1) 全般的事項			
イ 現金取扱事務について			
(ア) 指摘事項			
函館市会計規則（昭和39年規則第9号。以下「規則」という。）第86条第3項において市民福祉課には支所出納員を設置するとし、その所管に係る事務については、同条第4項および第5項により支所副出納員または出納取扱員が取り扱うとされているところ、同課職員のうち2人を現金取扱員とし、当該事務を取り扱わせていた。			
また、恵山福祉センターにおける収入事務は、規則第86条第3項において現金出納員たる恵山福祉センター所長の所管とされ、同条第6項により同センターの現金取扱員が事務を取り扱うとされているところ、支所副出納員および出納取扱員（市民福祉課職員）が当該事務の一部を取り扱っていたことから、いずれも規則に則った適切な事務の執行を図られたい。			
措置内容、対応・考え方			
○ 現金取扱員を発令されていた市民福祉課職員については、平成28年4月1日付けで出納取扱員として発令しております。			
○ 恵山福祉センターの収入事務を取り扱う職員については、平成28年4月1日付けで同センターの現金取扱員として発令しております。			

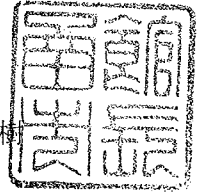


函 恵 地  
平成28年5月30日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	恵山支所		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（ ）		
監査等実施期間	平成27年10月5日～平成27年12月25日	講評日	平成28年1月6日
調査対象事項名	契約事務 恵山地域福祉バス運行業務委託契約について		
指摘事項、意見・要望事項			
<p>(2) 個別的事項</p> <p>ア 契約事務について</p> <p>(ア) 意見</p> <p>委託料の算出にあたっては、委託契約書別記の運行業務処理要領において「管理者の指示に基づき休憩した場合、1時間を限度として運行時間から控除する。」としているが、管理者の指示とはどのような場合を想定しているかの明記がなく曖昧であることから、明文化するなど整理が必要であると思料する。</p>			
措置内容、対応・考え方			
<p>○ 「管理者の指示に基づく休憩」については、運行業務処理要領に、「委託者または受託者の管理する敷地において休憩した場合、1時間を限度として運行時間から控除する。」と控除要件を明確に規定し、平成28年4月1日付けの新年度契約から適用し、契約を締結しております。</p>			